

申告書の書き方例

※記入例の項目や数値はあくまでも書き方の例です。
各種控除の必要書類については裏面をご覧ください。

1 2 自営業(例:飲食店)の収入があった方

申告書裏面の(a)営業・農業・不動産所得等の内訳を記入し、その集計額を表面に記入します。

収入金額=裏面④収入金額小計
必要経費=裏面⑧差引原価+
⑰経費計+⑱専従者控除

3 不動産(例:小作料)の収入があった方

収入 250,000円
必要経費 37,000円の場合

主な必要経費としては、土地改良区費・固定資産税・手数料などがあげられます。

8 9 雑収入(例:個人年金)の収入があった方

収入 700,000円
必要経費 550,000円の場合

令和7年分 〇〇保険 支払年金額等のお知らせ

共済種類	契約番号
年金	1111
[証明内容]	
受取人	鶴岡幸江 様
支払日	12月27日
年金の種類	個人年金
課税区分	雑所得

①年金の額	700,000円
②割戻金	0円
③分割払利息	0円
④年金の額に対する源泉徴収額	0円
⑤確定申告(雑所得①+②+③)の際の必要経費	550,000円

支払証明書等により支払額と必要経費を記入してください。

22 配偶者特別控除に該当する方

配偶者に収入がある方は所得を算出し、記入してください。

給与や年金の収入がある場合は、裏面の⑥給与所得速算表・⑦公的年金所得速算表を参考に所得を算出してください。

24 特定親族特別控除に該当する方

年齢19歳以上23歳未満の親族(平成15年1月2日~平成19年1月1日生)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の方(特定親族)に該当する場合は、「特定親族」欄にチェックを入れ、控除額を記入してください。

給与所得は、裏面の⑥給与所得速算表を参考に算出してください。控除額は、裏面⑳を参照してください。

表面

令和8年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

鶴岡市長 様
マイナンバー 11111111111111111111
通知書番号
現住所 鶴岡市馬場町9番25号
電話番号 080-0000-XXXX
提出年月日 令和8年1月1日
1月1日現在の住所 同上
フリガナ ツルオカ サチエ 生年月日 S28年7月13日 作成税理士・代理人
氏名 鶴岡 幸江

令和7年1月1日から令和7年12月31日の間、収入がなかった方は右欄にレ印をつけ、裏面右下に状況を記入し提出してください。

単位:円

種別	種目	収入金額	必要経費
①営業等	飲食店	6,120,000	4,631,400
②農業			
③不動産	小作料	250,000	37,000
④⑤利子・配当			
⑥給与	支払者 〇〇株式会社	700,000	
⑦公的年金等	厚生労働省	1,550,000	
⑧⑨業務・その他(個人年金)	支払者 ΔΔΔ 保険会社	700,000	550,000
⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳	支払者 簡易保険	980,000	300,000
			300,000

源泉徴収税額

所得から差し引かれる金額に関する事項(印の控除を受ける場合は証明書類が必要)

単位:円

控除	国民健康保険・後期高齢者医療保険	介護保険	国民年金
⑬社会保険料控除	特別徴収/年金天引 136,500 普通徴収 120,000	特別徴収/年金天引 50,000 普通徴収 90,000	その他()
⑭小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済掛金、企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金との合計 100,000		
⑮生命保険料控除	新生命保険支払計 20,000 新個人年金支払計	旧生命保険支払計 120,000 旧個人年金支払計	
⑯地震保険料控除	地震保険支払計 35,000	旧長期損害保険支払計	
⑰~⑲ 寡婦・ひとり親・勤労学生	寡婦 <input type="checkbox"/> 配偶者と(死別・離別・生死不明)ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生 <input type="checkbox"/> 学校名()		
⑳ 本人障害者控除	障害者手帳(身体・精神・療育) 5級 / 障害者認定書(特別・普通)		
㉑ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名 鶴岡 幸太 マイナンバー 3333333333333333 生年月日 S28.4.13 住所 鶴岡市 〇〇〇 配偶者の会社所属 960,000円 配偶者控除額 61万円	区分 同居・別居 手帳 級 調整 <input type="checkbox"/>	
㉒ 扶養控除・特定親族特別控除	氏名 鶴岡 花子 マイナンバー 5555555555555555 生年月日 S6.6.24 住所 鶴岡市 〇〇〇 特定親族 <input type="checkbox"/> 控除額(万円) 5万円	区分 同居/別居 身体手帳 2級 調整 <input type="checkbox"/>	
	氏名 鶴岡 太郎 マイナンバー 7777777777777777 生年月日 H17.5.25 住所 鶴岡市 〇〇〇 特定親族 <input checked="" type="checkbox"/> 控除額(万円) 6万円	区分 同居/別居 手帳 級 調整 <input type="checkbox"/>	
	氏名 鶴岡 雪子 マイナンバー 9999999999999999 生年月日 H18.12.10 住所 鶴岡市 〇〇〇 特定親族 <input type="checkbox"/> 控除額(万円)	区分 同居/別居 手帳 級 調整 <input type="checkbox"/>	
	氏名 マイナンバー 生年月日 住所 特定親族 <input type="checkbox"/> 控除額(万円)	区分 同居/別居 手帳 級 調整 <input type="checkbox"/>	
㉓ 雑損控除	損害の原因 発生日 資産の種類 損害額 補てん額 災害関連支出額		
㉔ 医療費控除	該当するいずれかの控除に○を付けてください 支払った医療費(医薬品) 保険金などで補てんされる金額 医療費控除 <input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制 450,000 50,000		

28 医療費控除を受ける方(医療費控除の明細書の添付が必要です)

「医療費控除の明細書」を作成し、添付してください(領収書の添付又は提示のみは不可)。明細書は本所課税課市民税係・各庁舎市民福祉課にあります。もしくは市HPまたは国税庁HPでダウンロードしてください。記入の際は、医療を受けた人ごと、医療機関ごとにまとめてください。医療費控除とセルフメディケーション税制はいずれか一方のみの適用となります。

【記入例】 令和7年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 鶴岡 幸江

住所 鶴岡市馬場町9番25号

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(1)を提出する金額	(2)の(1)の金額に医療費通知(2)を提出する金額	(3)の(1)の金額に医療費通知(2)を提出する金額
420,000	400,000	50,000

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 医療を受けた方の氏名	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の金額	(5) (4)のうち生命保険料控除の対象となる金額
鶴岡 幸江	×〇整形外科	〇診療費・処方薬 〇医薬品購入 〇診察・治療 〇診療・検査 〇介護保険サービス	28,000	

お問合せ

鶴岡市役所 総務部課税課 市民税係
〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号 Tel.0235-35-1169 (市民税係直通)
鶴岡市ホームページ「税金」→「市民税・県民税申告のご案内」
http://www.city.tsuruoka.lg.jp/zeikin/shiminzei/kazei.html



裏面

(a) 営業・農業・不動産所得等の内訳

店舗住所・電話 鶴岡市馬場町9-25 25-0000

科目	金額	科目	金額
売上金額①	5,820,000	ガス・灯油等⑬	80,000
家事消費費②	100,000	旅費交通費⑭	30,000
その他の収入③	200,000	通信費⑮	
小計(①+②+③)④	6,120,000	広告宣伝費⑯	150,000
期首商品棚卸高⑤	1,200,000	接待交際費⑰	40,000
売上仕入金額⑥	2,500,000	損害保険料⑱	66,000
原期末商品棚卸高⑦	900,000	修繕費⑲	50,000
備増引原価⑧	2,800,000	ガソリン代等⑳	
差引金額(④-⑧)⑨	3,320,000	の消耗品費㉑	30,000
給料賃金⑩	550,000	の経費計(⑩~⑱)㉒	1,331,400
外注工賃⑪		専従者控除前の所得金額(⑨-⑱)㉓	1,988,600
減価償却費(下記内訳欄へ)⑫	145,000	専従者控除(下記内訳欄へ)㉔	500,000
貸倒金⑬		所得金額(⑩-⑱)㉕	1,488,600
地代家賃⑭			
利子割引料⑮			
租税公課⑯			
荷造運賃⑰			
上下水道料⑱	60,000		
電気料⑲	130,400		

(e) 給与収入の内訳

日雇い労務の方や、給与明細書から給与収入を計算する方は記入してください。

月	日	給	勤務日数	月収
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				
合計				
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

〇収入がなかった方

該当する欄にレ印をつけ、必要事項を記入してください。

扶養援助を受けていた
 同居の親族 その他
住所
氏名

学生である(年 月 卒業見込)
 遺族年金・障害年金を受けていた
 児童扶養手当を受けていた
 失業していた期間(年 月 ~ 年 月)
 雇用保険受給期間(年 月 ~ 年 月)
 労務災害・傷病手当等を受けていた(年 月 ~ 年 月)
 生活保護を受けていた
 その他の理由
前年どのように生計をたてていたのか記入してください。

⑫減価償却費に関する事項

名称等	取得年月	①取得価格	耐用年数	②償却率	③償却月数	④事業割合	⑤減価償却費	
〇〇〇	R4.4	225,000円	5	0.2	12/12	100%	45,000円	
ΔΔΔ	R2.2	1,000,000	10	0.1	12/12	100	100,000	
平成19年3月以前取得の計算式: ①×90%×②×③×④=⑤ 平成19年4月以後取得の計算式: ①×②×③×④=⑥							計	145,000

⑬専従者控除に関する事項

氏名	鶴岡 一郎	続柄	子	生年月日	S53.11.15	専従者給与(控除)額
1	マイナンバー	2,2,2,2,2,2,2,2,2,2,2,2,2,2,2,2				500,000
2	氏名		続柄			
	マイナンバー					

(b) 不動産収入内訳

不動産の所在地	借入者氏名	種類	月額	期間	権利金	年額
鶴岡市 〇〇〇	田川 広大	田		~ 月		250,000

(c) 寄附金に関する事項(受領証の添付必要)

都道府県、市区町村分(ふるさと納税制度)(特別控除対象)	円	条件指定分	県	円
山形県共同募金会、日赤山形支部、都道府県、市区町村分(特別控除対象以外)			市	

給与・公的年金等以外の所得に係る(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

専従者給与

⑱専従者控除

生計を一にする親族のうちで、1年のうち6ヶ月を超える期間をあなたの経営する事業に専ら従事している人(15歳未満の人や配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除を受ける人は除きます)がいればその専従者1人につき次のAとBのいずれか少ない金額を記入します。

A 「⑱専従者控除前の所得金額」÷(専従者数+1)
B 配偶者 86万円 配偶者以外 50万円

①営業・②農業・③不動産所得等の収支内訳(申告書裏面)の書き方

収入金額

- ①売上(収入)金額
売掛金などのように、まだ代金を受け取っていないものでも、前年中に売り上げたものはすべて前年中の売上金額になります。
- ②家事消費費
商品などを家事のために消費したり贈与した場合には、原則としてその商品などの通常の販売価格により記入します。
- ③その他の収入
小規模事業者持続化補助金など、給付金や補助金を記入します。

売上原価

- ⑤・⑦期首・期末商品棚卸高
棚卸をしている場合、期首(1月1日)及び期末(12月31日)現在の商品などの棚卸高を記入します。
- ⑥仕入金額
買掛などによる仕入で、まだ代金を支払っていないものでも、前年中に仕入れたものはすべて前年分の仕入金額になります。

経費

- 店舗併用住宅などで、公共料金等のメーター類が店舗と住宅とに分かれていない場合は、その使用割合によって按分して必要経費に計上します。
- ⑩給料賃金
専従者以外に給料賃金(食事等の現物給付も含む)を支払っている場合に記入します。
 - ⑪外注工賃
加工修理等で外部に注文して支払った場合の加工費などの経費を記入します。
 - ⑬地代家賃
住居との併設の場合、事業用に使っている分(按分後)を記入します。

減価償却費

- ⑫減価償却費
取得価格が10万円以上の資産を取得するために支払った経費のうち、これらの資産の種類、構造などにより定められた耐用年数を基として計算した減価償却費だけが、必要経費となります。
- ・旧定額法の減価償却費の計算式
(平成19年3月31日以前取得)
取得金額×90%×旧定額法の償却率×(償却月数÷12)×事業専有割合
- ・新定額法の減価償却費の計算式
(平成19年4月1日以後取得)
取得金額×新定額法の償却率×(償却月数÷12)×事業専有割合
- ※新規購入したものは領収書を提示してください。
- ※個別の資産の耐用年数・償却率についてはお問い合わせください。

令和8年度市民税・県民税申告の手引き ※必要書類（写し可）は郵送の場合は同封、来庁される場合はご持参ください。

収入金額に関する事項

種類	所得の内容
① 営業等	販売業・製造業・サービス業・大工・左官・保険外交員・漁業など（申告書裏面（a）営業・農業・不動産所得等の内訳にも記入します。） 必要書類：領収書・帳簿 など
② 農業	収入が小作料のみの方は③、農業補助金のみの方は⑧⑨に記入します。 必要書類：領収書・農業計算書 など
③ 不動産	地代（田・畑を含む）・家賃・小作料 など 必要書類：領収書・固定資産税の納税通知書 など
④ 利子・ ⑤ 配当	利子および株式や出資金の配当など ※特定口座内（源泉徴収）における上場株式等の配当所得等を申告する場合は、確定申告をしてください。 必要書類：配当計算書 など
⑥ 給与	給料・賞金・賞与 など （源泉徴収票がない場合は、申告書裏面（e）給与収入の内訳にも記入します。） 必要書類：源泉徴収票・支払証明・明細 など

種類	所得の内容
⑦ 雑 公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・恩給など 必要書類：源泉徴収票
⑧ 雑 ⑨ 業務・その他	報酬・原稿料・講演料・個人年金 など 必要書類：支払調書・個人年金支払証明書 など
総合譲渡 (短期・長期)	土地・建物等以外の資産の譲渡 (所有期間5年以下は短期、5年超は長期)
一時	生命保険契約等に基づく一時金・賞金・競馬等の払戻金 など
分離譲渡 (短期・長期)	土地・建物等の資産の譲渡 (所有期間5年以下は短期、5年超は長期)
⑩ 山林	所有期間5年超の山林の譲渡
株式譲渡	一般株式等の譲渡※特定口座内（源泉徴収）における上場株式等の譲渡所得等を申告する場合は、確定申告をしてください。
先物取引	商品先物取引や金融商品先物取引 など
退職	退職手当 など（市民税・県民税が源泉徴収されている場合は申告不要）

⑥ 給与所得速算表

給与等の収入金額	給与所得の金額
0円から 650,999円	0円
651,000円から 1,899,999円	給与収入 - 650,000円
1,900,000円から 3,599,999円	※ A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円から 6,599,999円	※ A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円から 8,499,999円	給与収入 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	給与収入 - 1,950,000円

※A=給与収入÷4（1,000円未満を切り捨て）

所得金額調整控除

① 給与等の収入金額が850万円を超える場合、次のイ～二のいずれかの要件を満たす場合は、所得金額調整控除を給与所得の金額から控除します。

イ 特別障害者に該当する
 ① 23歳未満の扶養親族を有する
 所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 - 850万円) × 0.1 ※上限15万円
 (給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円)

ハ 特別障害者である同一生計配偶者を有する
 ② 23歳未満の扶養親族を有する
 所得金額調整控除 = 給与所得 (上限10万円) + 公的年金等雑所得 (上限10万円) - 10万円

② 給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合には、所得金額調整控除を給与所得の金額から控除します。

※①の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得金額から控除します。

⑦ 公的年金所得速算表

65歳未満：昭和36年1月2日以降生まれ 65歳以上：昭和36年1月1日以前生まれ

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳未満	1,300,000円未満	年金収入 - 600,000円	年金収入 - 500,000円	年金収入 - 400,000円
	1,300,000円から 4,099,999円	年金収入 × 0.75 - 275,000円	年金収入 × 0.75 - 175,000円	年金収入 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円	年金収入 × 0.85 - 685,000円	年金収入 × 0.85 - 585,000円	年金収入 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円	年金収入 × 0.95 - 1,455,000円	年金収入 × 0.95 - 1,355,000円	年金収入 × 0.95 - 1,255,000円
65歳以上	10,000,000円以上	年金収入 - 1,955,000円	年金収入 - 1,855,000円	年金収入 - 1,755,000円
	3,300,000円未満	年金収入 - 1,100,000円	年金収入 - 1,000,000円	年金収入 - 900,000円
	3,300,000円から 4,099,999円	年金収入 × 0.75 - 275,000円	年金収入 × 0.75 - 175,000円	年金収入 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円	年金収入 × 0.85 - 685,000円	年金収入 × 0.85 - 585,000円	年金収入 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円	年金収入 × 0.95 - 1,455,000円	年金収入 × 0.95 - 1,355,000円	年金収入 × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	年金収入 - 1,955,000円	年金収入 - 1,855,000円	年金収入 - 1,755,000円

市民税・県民税の非課税判定

※森林環境税（国税）の非課税限度額は市民税・県民税とは異なります。

非課税の範囲
 ① 令和8年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 ② 未成年者（平成20年1月3日以後生）、障害者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方

均等割・所得割の非課税限度額 下記の計算による所得以下の方は課税になりません。
 均等割額の基準 合計所得金額 ≤ 基本額29万円 × (扶養人数 + 1) + 加算額17万円 + 10万円
 所得割額の基準 総所得金額 ≤ 基本額35万円 × (扶養人数 + 1) + 加算額32万円 + 10万円
 ※扶養人数が0人の場合、下線部は基本額 + 10万円となります。

扶養人数とは、同一生計配偶者及び扶養親族の人数です。

所得から差し引かれる金額（控除）に関する事項

※控除額は所得税と異なります。

種類	所得控除の内容	控除額
⑬ 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために支払った健康保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金 など ※給与・年金から特別徴収されている場合は本人以外控除できません。 必要書類：領収書、証明書	支払った金額
⑭ 小規模企業 共済等掛金 控除	小規模企業共済掛金・個人型年金加入者掛金・心身障害者扶養共済掛金・確定拠出型年金掛金 必要書類：領収書、証明書	支払った金額
⑮ 生命保険料 控除	新(旧)生命保険や新(旧)個人年金保険、介護医療保険について、あなたが支払った保険料（保険金、年金の受取人を本人・配偶者・親族とするもの） ・右記の算式により新契約・旧契約、各保険料の控除額を計算します。⑦介護医療保険は新契約のみです。 ・①一般生命保険料、②個人年金保険料でそれぞれ ①旧契約のみ控除額（限度35,000円） ②新契約のみ控除額（限度28,000円） ③新+旧契約控除額（限度28,000円） の中で最大のものを選択します。 ・計算した各保険料の控除額を合計します。 (⑦+①+②) (控除限度額70,000円) 必要書類：証明書	<平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)> 支払保険料 控除額 12,000円以下…全額 32,000円以下…支払保険料÷2+6,000円 56,000円以下…支払保険料÷4+14,000円 56,000円超 …28,000円 <平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)> 支払保険料 控除額 15,000円以下…全額 40,000円以下…支払保険料÷2+7,500円 70,000円以下…支払保険料÷4+17,500円 70,000円超 …35,000円
⑯ 地震保険料 控除	地震等損害に対する保険料や平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料 ※右記の計算により各々の控除額を計算し、合計します。 (最高25,000円) ※1つの契約で地震保険と旧長期の両方がある場合は、どちらか一方しか控除できません。 必要書類：証明書	地震保険料 控除額 50,000円以下…支払保険料÷2 50,000円超 …25,000円 旧長期保険料 控除額 5,000円以下…全額 15,000円以下…支払保険料÷2+2,500円 15,000円超 …10,000円
⑰ 寡婦控除	夫と死別、離別、又は生死不明で、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下の場合 なお、死別又は生死不明で、合計所得金額が500万円以下の場合は、扶養親族がいなくとも控除されます。	26万円
⑱ ひとり親 控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下で他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者）を有し、合計所得金額が500万円以下の場合	30万円

⑰、⑱の控除は住民票続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。

種類	所得控除の内容	控除額
⑲ 勤労学生 控除	大学・高校等の学生または生徒で、前年中の合計所得金額が85万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合 必要書類：在学証明書	26万円
⑳ 障害者控除	①精神障害により事理弁識能力を欠く方 ②知的障害者 ③身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を交付されている方 ④常に就床し複雑な介護を要する方 ⑤65歳以上で①・②・身体障害と同程度の障害として市町村長等の認定を受けている方 必要書類：障害者手帳、障害者控除対象者認定書など	特別障害者…30万円 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 療育手帳A など 同居特別障害者…53万円 あなたやあなたの配偶者若しくはあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している場合 普通障害者…26万円 上記以外の方
㉑ 配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下の場合	配偶者の合計所得金額 900万円以下 900万円超 950万円超 950万円超 1,000万円以下 配偶者控除 一般控除対象者 58万円以下 33万円 22万円 11万円 老人控除対象者 58万円以下 (昭和31年1月1日以前生) 38万円 26万円 13万円 配偶者特別控除 58万円超100万円以下 33万円 22万円 11万円 100万円超105万円以下 31万円 21万円 11万円 105万円超110万円以下 26万円 18万円 9万円 110万円超115万円以下 21万円 14万円 7万円 115万円超120万円以下 16万円 11万円 6万円 120万円超125万円以下 11万円 8万円 4万円 125万円超130万円以下 6万円 4万円 2万円 130万円超133万円以下 3万円 2万円 1万円
㉒ 配偶者特別 控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合	一般扶養 33万円 特定扶養親族 (平成15年1月2日～平成18年1月1日生) 45万円 老人扶養親族 (昭和31年1月1日以前生) 38万円 同居老親等 (老人扶養親族のうち同居の直系尊属) 45万円
㉓ 扶養控除	扶養親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下の方がいる場合 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生）は扶養控除の対象外ですが、非課税限度額の算定や障害者控除を受けることができます。	普通障害者 26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円
配偶者・同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当する場合は、障害者控除が加算されます。 ※配偶者特別控除・特定親族特別控除に該当する方には加算できません。		
※㉑～㉓については事業専従者や他の方の扶養親族になっている場合は該当しません。 国外居住の扶養親族については、「送金関係書類」等が必要となります。		

種類	所得控除の内容	控除額
㉔ 特定親族 特別控除	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）で、前年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の方（特定親族）がいる場合 ※申告書内「控除額」欄に控除額を記入してください。	特定親族の合計所得金額 58万円超95万円以下 45万円 95万円超100万円以下 41万円 100万円超105万円以下 31万円 105万円超110万円以下 21万円 110万円超115万円以下 11万円 115万円超120万円以下 6万円 120万円超123万円以下 3万円
㉕ 基礎控除	あなたの合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて控除額が徐々に少なくなり2,500万円を超える場合は適用されません。	合計所得金額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0円
㉖ 雑損控除	災害や盗難、横領により資産に受けた損害 ※災害関連支出とは、災害による住宅家財等の取壊しや除去のための支出です。 必要書類：罹災証明書等、補てん金額や損害金額の分かる書類	①と②のいずれか多い金額 ①損害額 - 補てん額 - 総所得金額等 × 10% ②災害関連支出の金額 - 5万円
㉗ 医療費 控除	α. 医療費 あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費 必要書類：所定の明細書	(支払った医療費 - 補てん額) - ①と②のいずれか少ない金額 ①総所得金額等 × 5% ②10万円 限度額200万円
	β. セルフ メディケー ション税制 あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために支払ったスイッチOTC薬の購入費 必要書類：所定の明細書 ※αとβは、どちらか一方しか受けられません。(選択制)	(医薬品の購入費 - 補てん額) 限度額88,000円

寄附金に関する事項（税額控除額）

●山形県共同募金会、日本赤十字山形支部、県または市の条例で指定された寄附金（「寄附額」または「総所得金額等 × 30%」のいずれか少ない金額 - 2,000円） × 10%
 ●総務大臣が指定した地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税制度）
 上記金額と、下記で計算した金額の合計額
 (寄附額 - 2,000円) × [90% - (所得税の限界税率 × 1.021)]
 ※ただし、市民税・県民税所得割 × 20%が限度
 必要書類：領収書など

用語 / 総所得金額・合計所得金額・総所得金額等とは

◎総所得金額：営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、総合短期譲渡所得（特別控除後）、総合長期譲渡所得（特別控除後・1/2後）、一時所得（特別控除後・1/2後）の合計額（青色申告特別控除後、損益通算後、繰越損失控除後）
 ◎合計所得金額：繰越損失控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得の金額、分離短・長期譲渡所得の金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得の金額（特別控除後）、退職所得金額（1/2後）の合計額（住民税において分離課税の退職所得は算入しない）（青色申告特別控除後、損益通算後、繰越損失控除前）
 ◎総所得金額等：繰越損失控除後の合計所得金額